

## 用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

赤字：今回改正箇所

(R4.3.4改正)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| (別記様式2)   | (別記様式2)   |
| 令和4年3月 日改正  | 令和3年3月26日改正   |
| 用地補償総合技術業務共通仕様書（案）  | 用地補償総合技術業務共通仕様書（案）  |
| 第1章 総 則   | 第1章 総 則   |
| (適用範囲)  | (適用範囲)  |
| <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁營繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交渉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> | <p>第1条 この用地補償総合技術業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁營繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務のうち公共用地交渉及びこれに関連する業務を総合的に行う業務（用地補償総合技術業務）（以下「本業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、本業務の実施上、この共通仕様書により難いとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地調査等業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p><b>4 本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務であり、法の各種規定が適用されるものである。</b></p> |
| (省略)  | (省略)  |
| 第4章 その 他  | 第4章 その 他  |
| (特約事項)  | (特約事項)  |
| <p>第44条 受注者は、競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書特約事項とし、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。</p> <p>2 受注者の責により前項の提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する者が配置できない場合は、発注者は業務成績評定を減ずる等の措置を行う場合がある。</p>  | <p>第44条 受注者は、競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書特約事項とし、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。</p> <p>2 受注者の責により前項の提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する者が配置できない場合は、発注者は業務成績評定を減ずる等の措置を行う場合がある。</p>  |
| (調査)  | (調査)  |
| <p><b>第45条 発注者は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき受注者に対し、本業務の状況に關し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。</b></p> <p><b>2 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。</b></p>   | <p><b>第45条 発注者は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき受注者に対し、本業務の状況に關し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。</b></p> <p><b>2 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。</b></p>   |

| 新 | 旧   |
|---|---|
|   | <p>(指示)</p> <p><u>第46条 発注者は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。</u></p> <p><u>また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。</u></p> <p>(罰則等)</p> <p><u>第47条 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。</u></p> <p><u>2 法第25条第1項の規定に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法54条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられこととなる。</u></p> <p><u>3 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処せられることとなる。</u></p> <p><u>一 法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p><u>二 正当な理由なく、法第27条第1項による指示に違反した者</u></p> <p><u>4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科されることとなる。</u></p> <p>(会計検査)</p> <p><u>第48条 受注者は、本業務の内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすること</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の場合において、これに応じなければならない。</u></p> |